

平成 30 年 2 月 14 日

沖縄県知事 翁長雄志 殿
沖縄県環境部自然保護課 御中
沖縄県土木建築部建築指導課 御中

要 請 書

開発行為による汚水排水が、保全利用協定の協定区域の海域に重大な影響を及ぼす懸念に 対して、沖縄振興特別措置法に基づく県による自然環境保全のための措置等の要請

私たちは、県知事による認定を受けた白保サンゴ礁地区保全利用協定の締結事業者です。現在、株式会社石垣島ホテル&リゾート（以下、開発事業者）によって石垣市白保兼久原 2080-3（他 4 筆）で計画されている開発行為について、開示された計画では、開発区域には公共下水道がないため、汚水排水施設から日量最大 300 m³の浄化槽処理水を地下浸透させることになっています。環境省の報告書（添付資料 1）によれば、サンゴ礁が健全に生育するための水質として、最大値でも全窒素で 0.1mg/l、全リンで 0.005mg/l となっています。しかし、当該開発計画の浄化槽処理水は全窒素で 10mg/l、全リンで 0.5mg/l となっており、約 100 倍の濃度で排出される計画です。この計画が実施されれば、私たちが環境保全型自然体験活動を行う協定区域の海域の水質が大きく影響を受け、世界的に貴重なアオサンゴ群集を含む西表石垣国立公園の生態系が回復不可能な損害を被ることになります。専門家も懸念を表明している（添付資料 2）、自然保護団体も開発計画の問題を指摘しています（WWF ジャパン、日本自然保護協会）。開発が行われれば、私たちが国立公園の海域の保全と利用について環境省と協議を踏まえて締結した協定の活動ができなくなることはもちろん、私たちの事業自体にも支障が出て、新たな事業拠点を開発する必要性に迫られるなど、過大な負担を負うことになり、生活に支障が出る懸念もあります。県におきましては、開発計画の内容について、事前に把握し、指導できる立場にあり、しかも保全利用協定を定めた沖縄振興特別措置法第 25 条第 1 項および第 84 条の三においては、自然環境の保全に資するため、必要な措置を講ずるよう努めると定められていることから、このたび以下の要請をさせていただくことにいたしました。

要請内容

1. 沖縄振興特別措置法第 25 条第 1 項および第 84 条の三において、国も県と同じ義務を負っており、また本協定区域が国立公園の海域公園地区で、県が認定した協定の締結に際して、私たち事業者が国（環境省）とも協議を重ねている。よって、県は当該開発行為の影響を回避する対策について国（環境省）に対して意見照会および協議を行うこと。
2. 当該開発計画の排水に関して、環境への開発後の影響を把握するために、県は、開発行為開始前に当該海域に漏出している地下水について、サンゴ礁保全に係る水質や量、漏出箇所など必要な調査をおこなうこと。
3. 開発事業者が県に提出している開発許可申請について、もし県が許可を与える場合には、前記 1 および 2 を踏まえて、主に水質及び光害と海浜利用に関して、自然環境を保全するための実効性のある対策を、都市計画法上の条件（法第 79 条）とすること。

- 添付資料 1. 環境省報告書「平成 19 年度石西礁湖における持続可能な産業に関する調査業務」頁 58
- 2. 白保ホテル建設計画の問題点 三重大学名誉教授目崎 茂和

要請者： 沖縄県知事認定 白保サンゴ礁地区保全利用協定 締結事業者

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所

届出事業者名：
住所 : (空欄) 印

届出事業者名：
住所 : (空欄) 印

届出事業者名：
住所 : (空欄) 印

(b) 栄養塩が与える影響

サンゴの生息(被度)に影響が現れる栄養塩濃度は、T-Nが0.1 mg/Lから、T-Pが0.005 mg/Lからと、非常に低い濃度からであり、この濃度を越えると、サンゴの骨格形成が阻害されたり、藻類との競合を招いたりして、サンゴの生息が制限されていく。

一般に、サンゴは貧栄養水域に生息し、生息水域が富栄養化に向かうと藻類や海草類が繁茂するようになることから、栄養塩類はサンゴの生息を阻害すると考えられている。その濃度については、木村ら^(※9)による沖縄本島と阿嘉島におけるサンゴ被度と水域の栄養塩類濃度の調査を行った結果から、非常に低いレベルの濃度の差によりサンゴ被度に違いが現れる可能性が示唆されている。

また、松川^(※10)は、沖縄本島および八重山諸島46地点におけるサンゴの生息と栄養塩に関する調査から、環境基本法に基づく水質環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、海域の基準値(自然環境保全)であるT-N:0.2mg/L、T-P:0.02mg/Lのおよそ半分の数値に抑える必要があることを示している。

さらに、畜産廃水の流出によるサンゴへの影響が危惧されている黒島周辺礁池において、サンゴ被度と栄養塩との関係について調査された結果(図3-2)では、サンゴ被度に影響の現れる濃度としてT-N:0.1mg/L<、T-P:0.005mg/L<が得られている。

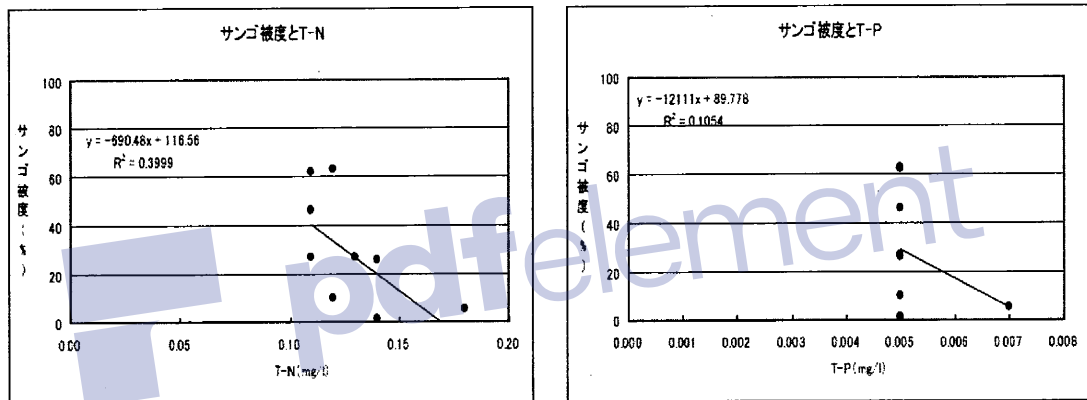


図3-2 黒島礁池における栄養塩濃度とサンゴの被度の関係^(※11)

一方、その影響の機構について、中野^(※12)は、造礁サンゴの骨格形成にとってリン酸塩が炭酸カルシウムの結晶毒として作用するという研究を紹介している。また、岡本^(※13)^(※14)は、名蔵湾でのサンゴ幼生の着床と栄養塩に関する研究の結果から、侵入した藻類が浮泥をトラップすることによる着床基盤の被覆がサンゴの衰退原因であることを指摘している(付録参照)。

白保ホテル建設計画の問題点

目崎茂和(三重大学名誉教授)



世界有数のアオサンゴ群落など、健全な白保サンゴ礁環境の保全上に危機をもたらす可能性が強い、リゾートホテル建設は、以下の理由で阻止したい。

- (1) 白保のサンゴ生育・発達は、陸域からの清冽な地下水・河川水の水質によるものであり、地下浸透を通じた有機分や洗剤水を含む大量かつ恒常的なホテルからの排水は、イノー（礁池）の富栄養化を促進化し、サンゴ生育に大きなダメージを

与え、死滅の可能性すら予感させる。

- (2) ホテルでの芝生への除草剤、農薬散布も、加えてイノー環境の水質悪化をもたらす。
- (3) ひとたび、白保ビーチ沿岸に、ホテル建設が許可されると、その立地環境の良さから、巨大ホテルが林立する可能性が高いので、サンゴ保全がまったく困難になる。
- (4) リゾートホテルでは、ビーチ・アクティビティが盛んになるので、環境容量をオーバーして、サンゴのダメージが加速・促進される。

白保サンゴのためには、ホテル誘致より国立公園化を、勧めたい。

この栈橋跡は、大津波のあと、波照間からの移住者を最初に上陸した地点であり、白保村の歴史的遺産であるので、サンゴとともに大切に見守りたい。